

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社に雇用され、製造作業員として就労していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、業務中に積み重ねられた箱が倒れてきて左足に当たり負傷した（以下「本件災害」という。）。同月〇日、C病院に受診し、「左大腿膝下腿打撲傷」と診断され、同月〇日、Dクリニックに受診し、「左膝打撲、左下腿打撲、左大腿打撲」と診断され、療養の結果、平成〇年〇月〇日治癒（症状固定）した。
- 3 本件は、請求人が、治癒後障害が残存するとして障害補償給付を請求したところ、監督署長は請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付の額を支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことにつき、本件処分の障害等級を不服として、同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に残存する障害が、障害等級第14級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、E医師が測定した下肢関節可動域測定表を採用するよう主張し、痛みを訴えたことなどない旨主張しているので、以下検討する。

請求人の障害の状況について、F医師は、平成○年○月○日付け診断書において、「骨傷認めず、左膝痛あり」と述べ、また、膝の関節可動域については、健側に対して患側の可動域は4分の3以下に制限されていない旨診断している。

一方、E医師は、平成○年○月○日付け意見書において、健側に対して患側の可動域は4分の3以下に制限されている旨を記載しているものの、「XP上骨傷なし、左膝関節の可動域制限は痛みによる影響である。」と述べている。

両医師の診断書、意見書を踏まえ総合的に検討すると、当審査会としては、左膝関節に障害等級に該当する機能障害は認められないものと判断する。

これについて、請求人は、E医師が測定した下肢関節可動域測定表を採用するよう主張し、痛みを訴えたことなどない旨主張するが、障害認定に習熟している医師が、日本整形外科学会及び日本リハビリテーション医学会により決定された「関節可動域表示ならびに測定法」に則って測定したものであり、当審査会としても、F医師の測定は妥当なものであると判断する。

(2) なお、請求人は、平成○年○月○日撮影のMRI及びG病院H医師による「左前十字靭帯不全損傷」との診断書を提出し、請求人には、器質的損傷によって、第12級に相当する神経症状と、同じく第12級に相当する可動域制限が存すると主張するので、以下、これについて検討する。

請求人が、この「左前十字靭帯不全損傷」の診断を受けたのは、本件災害時

点から2年以上も後のことであり、症状固定時点からも1年2か月近くが経過している。一件記録を精査するも、同傷病が治癒時点で存在していたことを認めるに足りる医学的根拠は見いだせず、また、同傷病が本件災害に因るものであるとする根拠もないことから、当審査会としては、同傷病を業務上の傷病と認めることはできない。

そうすると、決定書理由に説示するとおり、請求人の左膝の疼痛は、E医師が述べるように、局部に神経症状を残すものとして、障害等級第14級に該当すると判断することが相当である。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。